

(参考)

我が国の交通事故実態と自動車アセスメントにおいて 対歩行者自動ブレーキの評価を開始した背景

交通事故による死者数のうち歩行者が約37%（平成27年）と最も高い割合を占めており、歩行者の安全対策が車両安全対策において喫緊の課題となっています。

車両と衝突する歩行者の被害を軽減するため、自動車の安全基準において頭部保護基準や脚部保護基準が順次導入され、車両側における歩行者の被害軽減対策の拡充が図られてきたところですが、今後は自動車の先進安全技術を活用し、車両と歩行者等との衝突を未然に防止する予防安全対策を講じることが重要となっています。

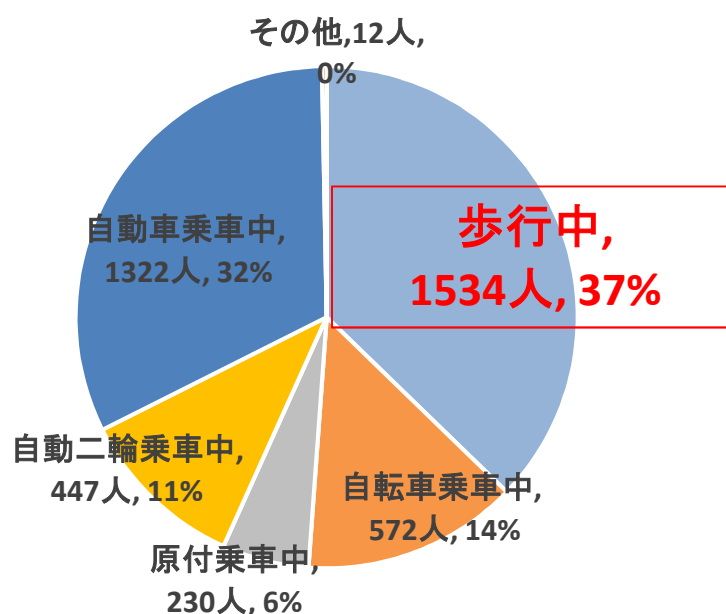
国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構は、平成7年度から、自動車等の安全性能の評価・公表を行うことによって安全な自動車等の普及促進を図る自動車アセスメントを実施しており、平成26年度からは、前方車両に対する自動ブレーキや車線逸脱警報装置等、事故を未然に防ぐ先進安全技術を搭載した自動車の予防安全性能評価を行っています。

本年度から、新たに対歩行者自動ブレーキを安全性能評価の対象として加えることにより、歩行者の事故の防止に向けた、より安全な自動車の普及を図ってまいります。

～我が国の交通事故実態～

●状態別の交通事故死者数（平成27年）

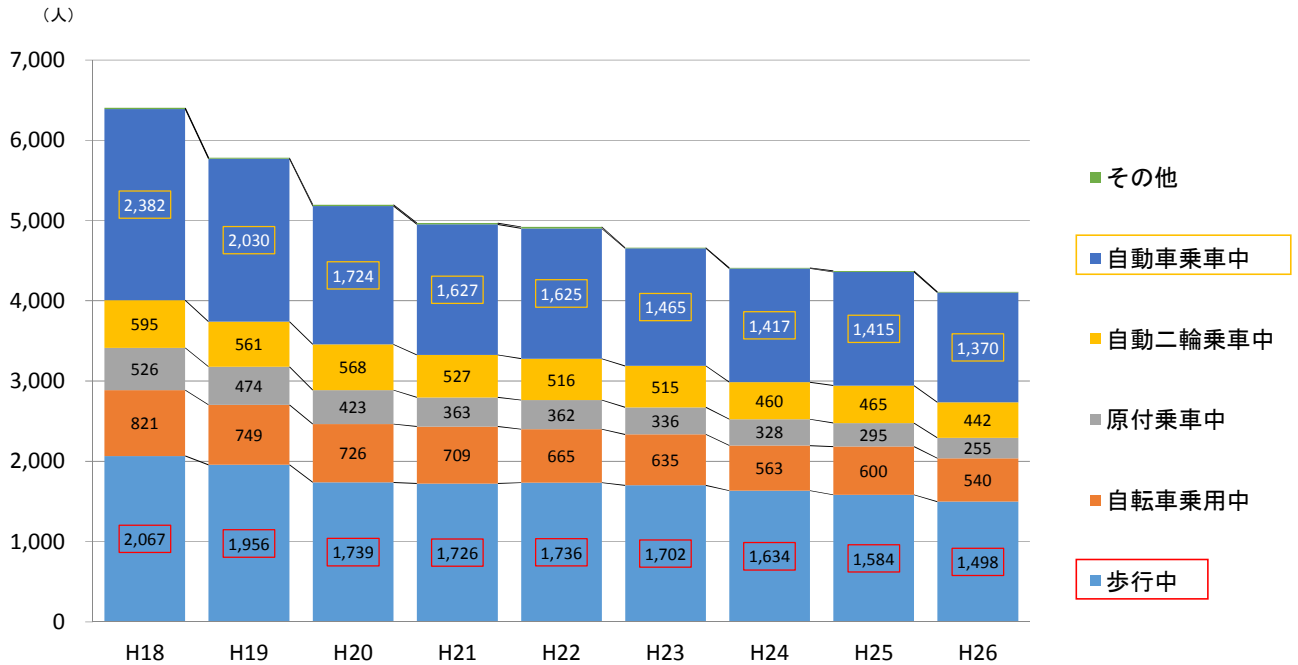
交通事故死者数（4,117人）のうち、約37%（1,534人）は歩行者



（資料）警察庁資料より国土交通省自動車局作成

●状態別の交通事故死者数の推移

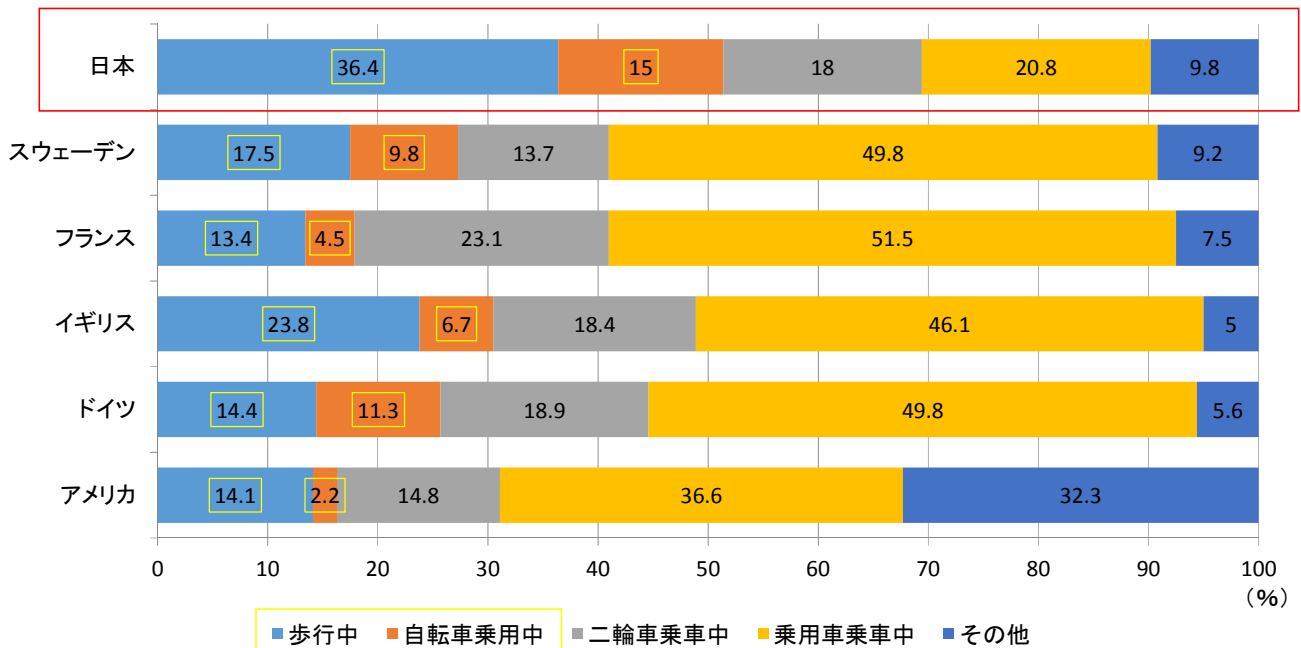
- ・ 状態別の交通事故死者数の経年変化を見ると、かつては「自動車乗車中」の死者が最も多かったが、近年その数が大きく減少。
- ・ これに対して、「歩行中」の死者数は減少幅が小さく、平成 20 年以降は、「歩行中」の死者が最多となっている。



(資料) 警察庁資料より国土交通省自動車局作成

●主要国における状態別の交通事故死者数の内訳

- ・ 他の先進国と比較しても、我が国は「歩行中」の死者数の割合が際立って高い。



(資料) 警察庁資料より国土交通省自動車局作成